



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 西 菱 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 岡 伸 明
(コード番号 4341 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 副 本 部 長 藤 原 敏 夫
(TEL 072-771-3811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 45 回定時株主総会に、下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の経営体制に合わせて取締役社長の機能と責任を明確にすると共に、業務執行の迅速化を図るため、以下のとおり現行定款に所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が 2 名以上の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が 2 名以上の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

以上